

大和高田市ネーミングライツ事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、事業者等との協働により、本市の新たな財源を確保するとともに、地域の活性化を図るため、ネーミングライツ事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) ネーミングライツ 本市の施設、イベント等（以下「施設等」という。）に愛称を付与する権利をいう。

(2) ネーミングライツ事業 契約に基づき、市が法人その他の団体（以下「事業者等」という。）にネーミングライツを付与し、その対価（以下「ネーミングライツ料」という。）を得る事業をいう。

(3) ネーミングライツパートナー ネーミングライツ事業の契約をした事業者等をいう。

(ネーミングライツパートナーの要件)

第3条 ネーミングライツパートナーとなることができる者は、次のいずれにも該当しない事業者等とする。

(1) 大和高田市広告掲載基準（平成22年訓令第17号）第5条に規定する者

(2) 指定管理者制度導入施設については、指定管理者の事業目的と競合する事業を行う者。ただし、当該指定管理者及びその関連企業を除く。

(愛称の付与制限)

第4条 愛称の付与制限については、大和高田市広告掲載要綱（平成22年告示第151号）第3条第1項の規定を準用する。

(ネーミングライツ事業の実施)

第5条 ネーミングライツ事業は、施設等ごとに、募集方法、ネーミングライツパートナーの選定方法その他必要な事項を定めて実施するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、ネーミングライツ事業を実施する施設等を特定することなく、事業者等からネーミングライツ事業に係る提案（既にネーミングライツ事業を実施している施設等及び別に定める施設等を除く。）を受け付けることができる。

(審査委員会)

第6条 ネーミングライツ料、ネーミングライツの付与期間、愛称の妥当性その他の内容を総合的に審査し、ネーミングライツパートナーの優先交渉者の決定を行うため、大和高田市ネーミングライツ審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

2 審査委員会の委員長は、副市長をもって充てる。

3 審査委員会の委員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 未来まちづくり局理事

(2) 企画政策部長

(3) 総務部長

(4) 施設等を所管する課の属する部の部長

(5) 施設等を所管する課の課長

4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

5 審査委員会の庶務は、企画政策部企画創生課において行う。

(会議)

第7条 審査委員会の会議（以下「会議」という。）は、ネーミングライツ事業への応募があったとき又は必要に応じて委員長が招集する。

2 会議は、委員長が議長となる。

3 会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 議長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又はこれらの者から必要な資料の提出を求めることができる。

6 会議は、非公開とする。

(委任)

第8条 この告示に定めるもののほか、ネーミングライツ事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。